

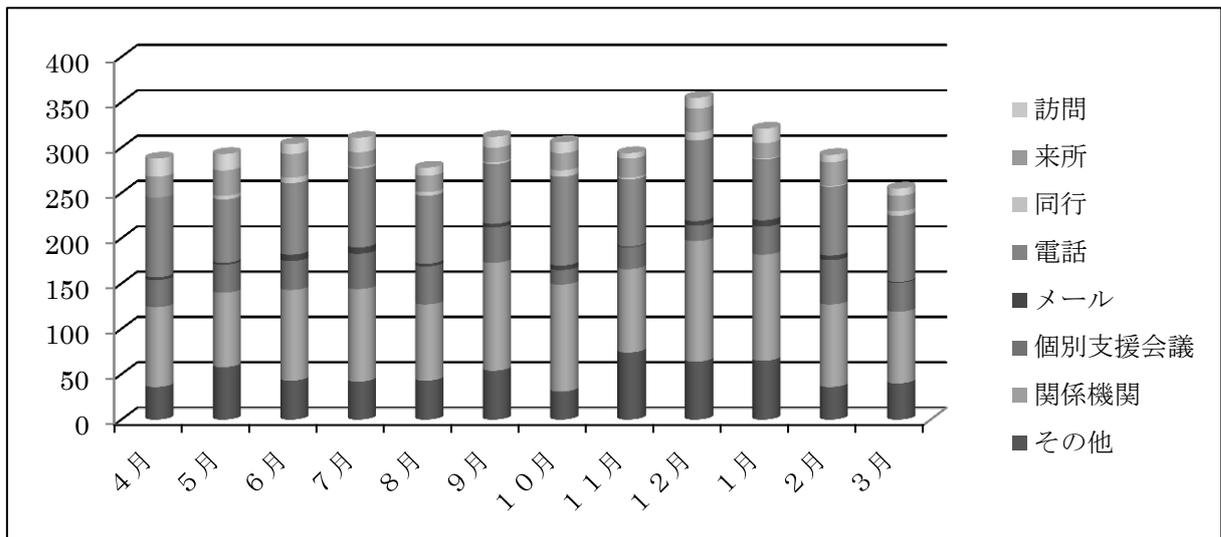
## 平成26年度生活支援センターかざぐるまの概況報告

### 1. 相談支援業務の概況

#### (1) 相談支援業務の件数

	訪問	来所	同行	電話	メール	個別支援会議	関係機関	その他	合計
4月	20	23	0	88	3	30	88	36	288
5月	18	28	4	70	2	31	82	58	293
6月	11	26	6	79	7	32	100	43	304
7月	16	16	2	87	7	39	102	42	311
8月	9	18	4	75	3	42	84	43	278
9月	12	16	2	66	4	39	119	54	312
10月	12	19	7	98	5	16	118	31	306
11月	6	21	2	74	1	24	92	74	294
12月	12	26	9	89	5	17	133	64	355
1月	18	17	1	67	7	31	117	65	323
2月	8	26	1	76	5	49	91	36	292
3月	8	17	5	73	1	32	79	40	255
合計	150	253	43	942	50	382	1205	586	3611

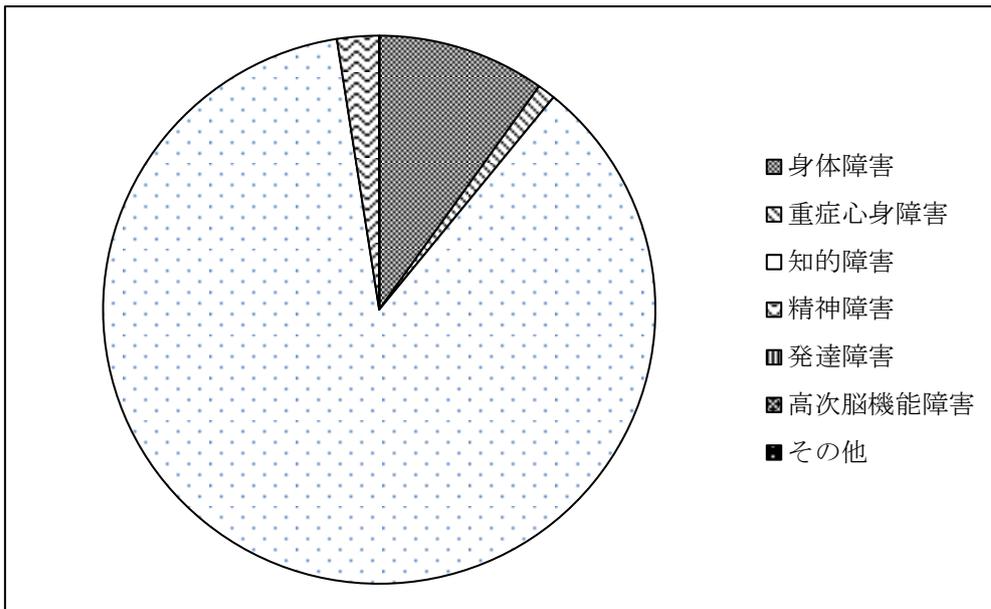
#### (2) 相談支援業務の件数の推移



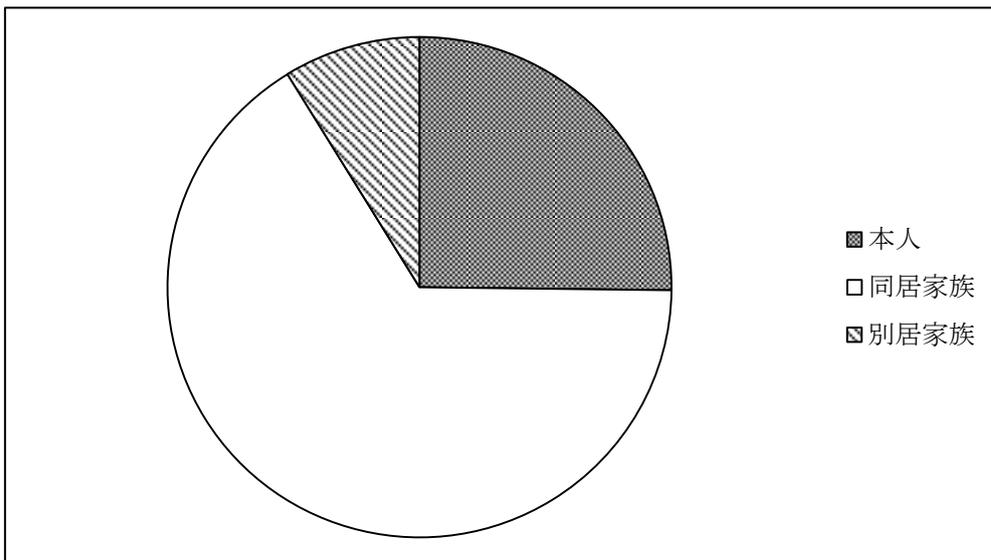
(3)相談支援を利用している障がい者等の人数

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者	209	25	3	201	6	0	0	0
障害児	48	3	0	46	1	0	0	0
計	257	28	3	247	7	0	0	0

(4)障がい種別の割合



(5)相談・連絡調整者の割合



## 2. 相談支援業務の内容について

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援
件数	2022	8	111	278	14	51
	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他
件数	31	45	73	559	29	390

### (1)福祉サービスの利用等に関する支援

- ・ サービス等利用計画に関する相談、アセスメント調査
- ・ サービス等利用計画のサービス担当者調整会議の実施
- ・ 障害福祉サービスの利用に関する相談、調整、申請援助
- ・ 障害福祉サービス利用に関する聞き取り
- ・ 障害支援区分認定に関する申請援助、調査
- ・ 障害福祉サービスの内容に関すること
- ・ 障害福祉サービス受給者証に関すること
- ・ 児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに関すること
- ・ 市内転入、市外転出に伴う情報提供、申請援助
- ・ 障害福祉サービス等利用援助事業の申請援助
- ・ 利用者負担上限額管理について情報提供、申請援助
- ・ 介護保険への移行に関すること
- ・ 医療機関から退院後の地域生活支援に関すること
- ・ 療育手帳に関すること
- ・ 日常生活用具、補装具の給付に伴う情報提供、申請援助
- ・ 事業所利用に向けた見学同行
- ・ 事業所退所に関する相談・調整援助
- ・ 児童の長期休暇中の支援に関すること
- ・ 福祉サービス事業所の空き状況等に関する情報収集
- ・ サービス提供事業所との関係性の構築に関する相談、調整
- ・ 訪問看護、訪問リハビリの利用に関すること

など

### (2)障害や病状の理解に関する支援

- ・ 本人の病状に関する相談
- ・ 本人の障害特性の理解の促進

・本人の障害特性の分析、評価に関すること  など

(3)健康・医療に関する支援

・本人の状態に見合った医療機関の紹介、連絡調整  
・病状について医師との連携、連絡、調整  
・医療機関への同行支援  
・入院に伴う医療機関、家族、支援事業所との連携、連絡、調整  
・難病発症に伴う医療機関、支援事業所との連携、連絡、調整  
・健康維持に関する相談  など

(4)不安の解消・情緒安定に関する支援

・一人暮らしの方の生活の不安に関する相談、生活状況の確認  
・本人の不安定な状況に対しての情緒安定に関する相談  
・パニック時の他傷行為、自傷行為に関する相談、連絡、調整、緊急訪問  
・当事者とサービス提供事業者間でのトラブルに関する相談  など

(5)保育・教育に関する支援

・学校の通学に関する相談  
・養護学校の進路に関する相談  
・高校進学に関する相談  
・本人の状況確認のための養護学校訪問  など

(6)家族関係・人間関係に関する支援

・当事者間でのトラブルに関する相談  
・家族と本人との関係性についての相談  
・家族の入院、退院に伴う医療機関、支援事業所との連携、連絡、調整  
・家族状況の安定に関わる介護保険事業所との連携、連絡、調整  など

(7)家計・経済に関する支援

・障害基礎年金に関する相談、申請同行  
・医療費の助成制度に関すること  
・生駒市交通費助成に関すること  
・国民健康保険に関すること  
・特別障害者手当に関すること  
・特別児童扶養手当に関すること  
・生活保護に関すること  
・地域権利擁護事業の利用による金銭管理の進捗状況  など

(8)生活技術に関する支援

- ・育児に関すること
- ・引っ越しに関すること
- ・一人暮らしの生活に関する相談
- ・生活状況の確認のための定期訪問

など

(9)就労に関する支援

- ・就職活動に関すること
- ・高校卒業後の就職先に関すること
- ・就業・生活支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ハローワークへの連絡、調整、同行
- ・仕事に関する相談、連絡、調整
- ・就労先へのケース報告、連絡、調整、訪問
- ・就労の継続に関する相談

など

(10)社会参加・余暇活動に関する支援

- ・社会生活力を高めるプログラムに関すること
- ・スポーツ教室等インフォーマルな資源の紹介、連絡、調整
- ・障がい特性に応じた地域資源の紹介
- ・ひきこもり状況からの社会参加へ向けた相談

など

(11)権利擁護に関する支援

- ・成年後見人へのケース報告、連絡、調整
- ・成年後見制度の情報提供
- ・地域権利擁護事業に関する情報提供、連絡、調整
- ・親亡き後の本人の権利擁護に関すること
- ・施設虐待の疑いに関する相談

など

(12)その他

- ・障害福祉サービスの聞き取りにおける日程調整
- ・サービス調整会議における日程調整
- ・生駒市自立支援協議会に関する連絡、調整、会議への参加
- ・西和圏域会議への参加
- ・奈良県相談支援現任研修、初任者研修の講師について
- ・障害支援区分認定調査員研修の講師について
- ・機関紙「かぜいろだより」の取材、発行
- ・生活支援センター主催企画に関すること

など

### 3. 相談支援業務の傾向について

・障害福祉サービスの利用に関する相談が多く、中でもサービス等利用計画作成に関する相談が多数を占めている。他市町村でのサービス等利用計画作成の体制が整っていないことから、他市町村在住の方からサービス等利用計画作成の依頼に関する相談を受けることも出てきている。

・強い自傷・他害、その他問題行動を伴う強度行動障害者への支援の関わりも増え、関係機関の連絡調整や課題に対する支援会議の開催、スーパーバイザーの介入調整、入所施設の模索等様々な対応が求められている。また、こうした支援においても解決に至らず、社会資源の困窮や強度行動障害者を支えるシステム構築の必要性が感じられている。西和圏域でも各専門支援機関の代表者が集まり、強度行動障害者の支援について議論する機会も持つことがあった。

・知的障がいを持つ本人のみに関わらず、同居世帯員に精神疾患、知的障がい、発達障がい等があり、複合課題を抱える世帯の相談が増えている。親・兄弟などへも支援の介入が必要であり、各世帯員に対する支援介入の連絡調整や情報交換を行うことが多くなっている。そうした状況からも、精神障がいの相談支援機関、保健所、発達障害者支援センター、介護保険関係の機関、精神科医療、教育関係機関、児童福祉関係機関（サポートセンターゆう、子ども家庭相談所）等との関わりが多くなっている。

・相談対象者の障害種別としては知的障がい者の相談が多数を占めている。また、知的障がいと精神障がい、身体障がいの重複している方の相談や軽度知的障がい、発達障がいの方からの相談も増えており、障害種別が多様化している状況。

・相談、連絡調整の対象者としては、同居家族からの相談が多くなっているが、本人からの相談なども年々増加しており、1人暮らしに向けた支援や就労に関する支援なども増加している。

・主介護者の病気、健康状態の悪化、高齢化から緊急時の生活保障の体制を整えなければならぬ動きも多くなっており、短期入所先との連絡調整、体制の確保に動くことが増えている。また高齢の親が亡くなった後の本人の権利擁護支援や、同居家族との解離の必要性があり地域権利擁護事業の活用するケースの件数も徐々に増加傾向にある。

・医療との連携が必要なケースが多く、入退院に伴う援助や退院後の生活に関する相談、継続的に医療と繋がり健康状態を維持していく必要があるケースが増加している。

⇒不安定な精神状態のため、精神科病院への入院に伴う相談、関係機関との連絡調整。

⇒精神科病院からの退院に伴う地域での生活に関する相談、関係機関との連絡調整、医療との連絡調整。

⇒難病発症に伴う継続的な医療との連絡、調整、相談。今後の生活に関する相談。

⇒生活習慣病などといった病気の発症に伴う医療との連携、調整、相談、健康維持に関する援助。

#### 4. 会議、研修等の参加状況について

##### (1) 定期的な会議の参加状況

会議名	内容	日時
障がい者地域自立支援協議会担当者会	行政・生駒市内の相談支援事業所が集まり、相談支援事業に関することや困難事例への対応に関する協議・調整、地域ネットワークの構築、情報交換を行う。	5月27日、7月29日、9月30日、11月26日、1月26日、2月27日、3月24日
障がい者地域自立支援協議会権利擁護部会	行政・生駒市内相談支援事業所から各担当者が集まり、権利擁護についての課題抽出、啓発活動等に向けた協議を行う。	6月5日、8月22日、10月2日、11月27日、1月29日、3月13日
障がい者地域自立支援協議会就労支援部会	行政・生駒市内相談支援事業所・就労に関わる関係機関から各担当者が集まり、就労に関する課題解決に向けた協議、活動を行う。	7月31日、9月4日、10月23日、12月25日、3月12日
障がい者地域自立支援協議会就労支援ワーキング	行政・生駒市内相談支援事業所・就労に関わる関係機関から各担当者が集まり、働く人が集えるサロンの立ち上げ等に向けた協議、活動を行なう。	11月21日、1月29日、2月17日、2月26日、2月27日、2月28日
西和圏域相談支援事業連絡会議	西和圏域の相談支援事業所が集まり、奈良県や西和圏域内でのネットワークを構築するために研修等を企画する。	4月18日、6月13日、8月8日、10月17日、12月19日、2月20日

##### (2) 研修会等の参加状況

- ・6月13日 奈良県定着支援センター研修
- ・7月30日 あいサポート研修
- ・1月28日 生駒市障がい者地域自立支援協議会担当者部会研修  
『サービス等利用計画作成研修会』
- ・2月28日 生駒市障がい者地域自立支援協議会担当者部会研修  
『自閉症スペクトラムと思春期の関わり方』

※その他、各関係機関の会議やケース会議、勉強会に随時参加している。

## 5. 社会生活力を高めるプログラムについて

### (1)「かんたん・おいしい・夕食作り」について

18歳以上の知的障がい者を対象に毎月第4土曜日の17時30分から20時30分まで中央公民館で料理教室を行っており、参加者が自立に向けた調理技術を習得するとともに、参加者同士の交流を図るためにプログラムを実施した。

日時	夕食作りメニュー	参加者
4月26日	さばの味噌煮、たけのご飯、ほうれん草としらす干しの生姜酢、沢煮汁、いちごのヨーグルトムース	8人
5月24日	水餃子、焼き飯、中華揚げ菓子麻花	8人
6月28日	鮭のムニエルタルタルソース、もやしのごま酢和え、のっぺい汁、わらびもち	7人
7月26日	かきあげ天井、豚肉ときゅうりの和え物、冬瓜の吸い物、マドレーヌ（チョコレート風味）	8人
8月23日	ハンバーグステーキ、ポーチドエッグのオーロラソース、とうもろこしのスープ、白玉フルーツポンチ	7人
9月20日	焼き餃子、大根じゃこサラダ、麻婆鍋、マンゴーラッシー	8人
10月25日	チキン野菜カレー、コールスローサラダ、チョコプリン	7人
11月15日	八宝菜、野菜のゴマネーズ和え、中華風コーンスープ、フルーツマリネ	8人
12月20日	タンドリーチキン、サンドイッチ、トマトとツナのサラダ、かぼちゃのスープ、クリスマスケーキ	9人
1月24日	スパゲティミートソース、大根じゃこサラダ、かぶのスープ、いちごのヨーグルトムース	5人
3月28日	さわらの甘酢あんかけ、えびとキノコの混ぜご飯、豆腐とわかめの味噌汁、かぼちゃ白玉きなこソース	4人

延べ人数 79人

### (2)サロン活動

18歳以上の知的障害者を対象に毎週土曜日の9時30分から17時までサロン活動を行っており、参加者が思い思いに過ごすことができるくつろげる環境を提供するとともに、当事者活動や仲間づくり、情報交換の拠点のひとつとして活動を実施した。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
参加人数	20人	24人	21人	18人	20人	20人	17人	30人	27人	20人	20人	13人

延べ参加人数 250人

### (3)交流プログラム

知的障害者の方を対象に年4回、料理教室やサロン活動の参加者と交流を図るためにプログラムを実施した。交流プログラムでは活動内容を参加者で話し合い、企画・運営力を身に付け、当事者活動の一環となるように実施している。

日時	交流プログラム	参加人数
5月11日(日)	ボーリング大会(八戸ノ里)	11人
9月6日(日)	豆腐工場見学(茨木市伏見屋)	8人
1月10日(日)	新年会(支援センター)	19人
2月21(土)	話し合い&食事会(支援センター)	11人

延べ参加人数 49人

### (4)生活支援センターかざぐるま主催企画

生活支援センターかざぐるまが主催で、当事者や家族、支援者などへ社会参加の促進や生活に生かせるような企画を考案し、実施した。対象者は料理教室やサロン活動の参加者に限らず、養護学校在学生や市内の日中活動利用者などにも広く周知を行った。また、今年度は家族、支援者向けの企画も行い、家庭での障害特性の理解、周知を促す機会を提供した。

日時	内容	参加人数
11月16日(日)	3支援センター合同企画 「グランドゴルフ大会」(むかいやま公園体育館) ※当事者対象	14人
12月7日(日)	たんぼぼ生活支援センター交流会「大運動会」 ※当事者対象	10人

### (5)機関紙「かぜいろだより」の発行

生活支援センターの役割や機能を周知し、地域に様々な情報を発信するために機関紙を作成している。生活支援センターの活動紹介や障害福祉制度の情報、社会資源の情報等を集約し、平成26年10月に発行した。

## 6. 相談支援業務の課題について

### (1)相談支援業務について

・サービス等利用計画作成に関する支援時間の割合が多く、相談実人数も年々増加している。市内に新たな放課後等デイサービスや生活介護等の事業所が立ち上がるに伴って新規相談利用者が増加したり、学齢期の児童でも中学生以降に関わりを持つ必要があるケースも多くあるが、こども支援センターあすなろから円滑な移行が図れていない現状がある。今後も継続して相談実人数は増加が予測されることから、相談支援体制の

見直しを図っていく必要がある。

・強度行動障害者への支援体制の構築を整えていく必要がある。関わる各関係機関の負担も大きく、色んな関係機関を巻き込んだ支援体制やそうした体制を可能とする制度のシステムの在り方、専門的なスーパーバイザーの確立なども整えていく必要がある。

・家庭内の世帯員にも精神障がい、発達障がい等の障がいを抱えるケースが増加していることから、それぞれの世帯員に必要な支援が行き届くよう関係機関の連携強化を図る必要がある。また、そうしたケースに養育能力の弱さからくるネグレクトを中心とした虐待や生活背景によって誤まった学習や体験を積み重ねた上での迷惑行為、触法行為なども起こっている。家庭環境の改善など各支援機関を通じて整えていく必要性もあるが、本人の生育環境を整理する上での生活支援資源の必要性も感じられる。特に児童期においては短期入所先が近隣地域に1か所しかなく、そこでの受け入れが難しくなった場合たちまち行き場を失うこととなっている現状がある。

・家族、本人の高齢化が進んできており、ここ数年は実際に介護者の病気が発覚したり、主介護者が亡くなるといったことが起こっている。こうしたことから、将来の生活の方向性、緊急時の生活の場の確保、親亡き後の本人の生活の確保などの相談や必要性を感じるケースが増えてきている。しかし、親亡き後や家族機能が著しく低下している状況でも、本人の生活を確保していけるような居住に伴う社会資源がまだ整っておらず、奈良県内でも特にグループホームは空きが殆どない状況が続いている。1人暮らしやサテライト型のケアホーム等も含めた、地域で本人の生活を支えて行けるような社会資源作りを考えていく必要がある。

・医療の介入が必要なケースが増えており、精神不安定による精神科病院の入退院、難病発症など課題を抱えたケースが多くなっている。医療、関係機関との連携を図りながら、医療機関退院後の生活支援に関する体制整備や健康維持のための支援を組み立てる必要がある。また、重度障がい者においては、本人が入院している間の病院内での見守り介護の支援に、介護者の負担が非常に大きくかかっている現状もある。医師、看護師とのコミュニケーションが図れない、ベッドで安静にしておくことが困難など病院側では対応できない面を家族が担わなければならない現状がある。今後本人たちが年を重ねる中で大きな病気等の発症においては、こうした状況が多発することも想定できる現状にある。奈良市、大和郡山市でも制度化された入院時コミュニケーション支援などを参考に生駒市内でも必要に応じた支援の展開を考えていく必要がある。

・「社会生活力を高めるプログラム」については、在宅利用者や、就労している方などが集まる居場所として、インフォーマルな資源としての活用が進んできている。さらに生活支援センターかざぐるまが生駒に移転して以降、交通の利便性が向上したこともあって、参加利用者は増加傾向にある。こうした制度上にはない、社会参加や横のつながりの中で余暇や楽しみを作っていく時間・場所の必要性を強く感じている。今後も継続していくことと、ニーズに伴って利用者が増えても対応していけるようプログラムのあり方を検討する必要がある。

## (2)生駒市自立支援協議会について

・生駒市自立支援協議会においては、個別支援会議で挙げられた地域の現状や課題に対する情報交換や情報共有を図り、各関係機関と共にその解決に向けて協議や実践等を行っていく必要がある。そのためにも日頃から個別支援会議を積極的に開催し、各関係機関とのネットワーク構築や地域の状況把握を行っていく必要がある。

・平成 26 年度は、担当者部会主催研修として「サービス等利用計画作成研修会」、「自閉症スペクトラムと思春期の関わり方」を実施した。指定計画相談事業所が増える中サービス等利用計画の質の底上げ、共有化と今後関わる事業所の輪を広げていくことを目的に実施したが、今後こうした研修会やサービス等利用計画の内容を検証し、計画相談の提供事業所をさらに広げていく必要がある。また、各部会でも就労している方たちの集まる場や障害特性の理解啓発に取り組んできた。こうした機会を継続的に持続できる機関へ繋いでいくことと、今後さらに生駒市における地域の課題を解決していくために必要な組織体制の見直しも検討していく必要がある。

## (2)障害者虐待防止法について

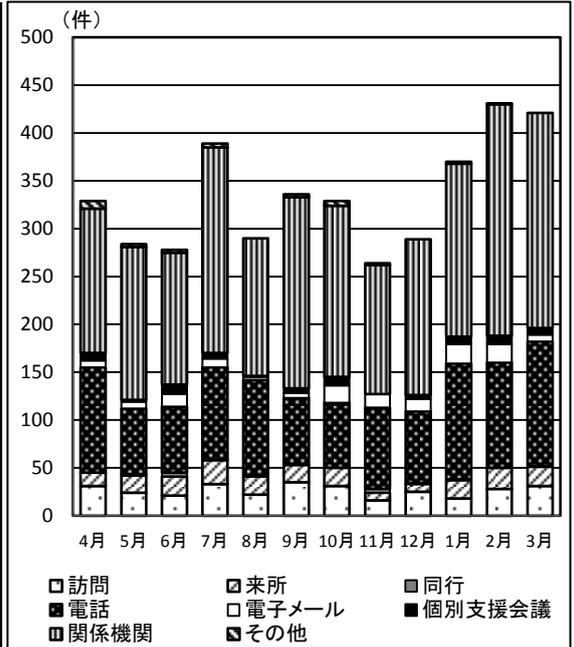
・平成 24 年 10 月より障害者虐待防止法が施行されたことにより、障害者虐待の相談窓口としての役割を担うこととなった。平成 26 年度は虐待の疑いについての相談が 1 件あり、家族の相談連絡の役割を担うこととなった。また、児童に関しては養護者に何らかのしんどさを抱えるケースも多く、サポートセンターゆうとの連携を図りながら介入を続けているケースなど、関係機関との情報共有を図りながら支援を行っている。今後虐待通報があった際の介入や、現在も継続して関わりを持っているケースへのアプローチや改善策を図っていく必要がある。また平成 28 年 4 月より障害者差別解消法が施行されるに伴い、相談支援事業所として『合理的配慮』の在り方等について学ぶ機会を持ち、公的機関や事業所において障がいのある方が必要な支援を受けられる体制作りにも寄与していく必要がある。

# 平成26年度 生活支援センター あけび の概況報告(4月～3月)

## 1、相談支援業務の概況

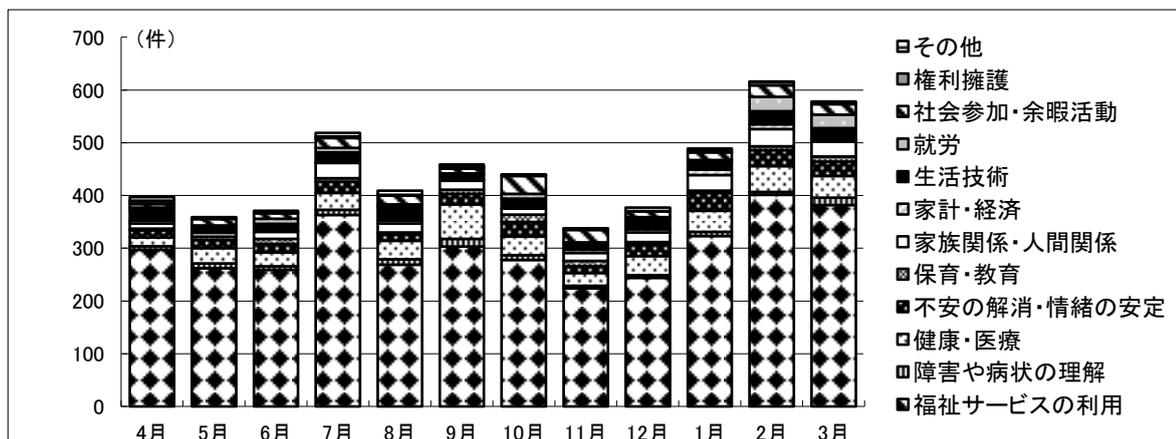
### (1)相談支援業務の件数

	訪問	来所	同行	電話	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	月合計
4月	31	14	0	110	7	8	151	8	329
5月	24	18	1	69	7	2	160	3	284
6月	21	20	4	69	13	10	138	3	278
7月	33	25	0	97	9	6	215	4	389
8月	22	19	1	100	3	1	144	0	290
9月	35	18	0	70	5	5	200	3	336
10月	31	19	0	68	18	9	179	5	329
11月	16	8	4	85	14	0	135	2	264
12月	25	8	1	75	13	4	163	0	289
1月	18	19	1	121	20	8	181	2	370
2月	28	22	0	110	19	9	242	1	431
3月	31	20	1	130	7	7	225	0	421
合計	315	210	13	1104	135	69	2133	31	4010

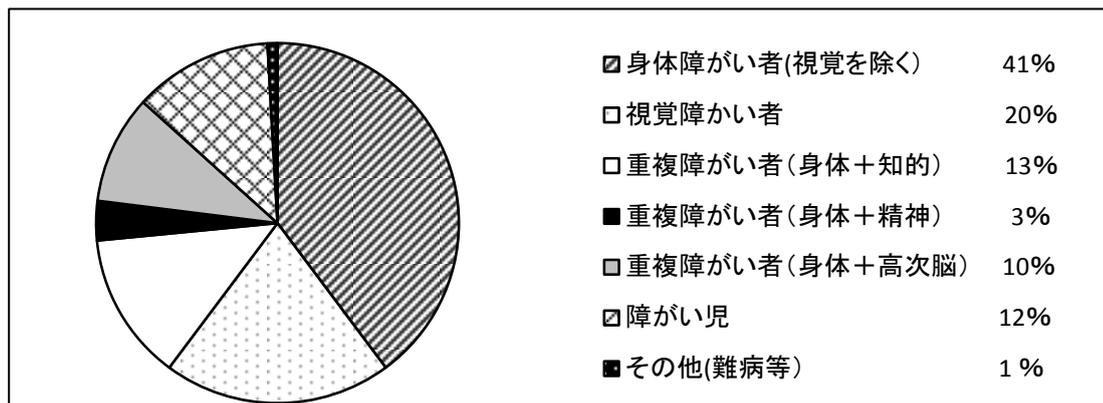


### (2)相談支援業務の内容件数

	福祉サービスの利用	障害や病状の理解	健康・医療	不安の解消・情緒の安定	保育・教育	家族関係・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加・余暇活動	権利擁護	その他	月合計
4月	297	7	16	14	3	10	5	21	4	7	5	8	397
5月	262	9	29	16	6	7	2	11	1	12	0	4	359
6月	259	7	26	16	10	13	1	14	10	10	2	3	371
7月	363	10	32	21	7	29	1	19	8	19	3	7	519
8月	269	10	35	12	4	17	5	26	5	17	1	8	409
9月	303	15	65	20	8	17	2	9	3	9	3	5	459
10月	278	9	35	28	14	11	0	19	9	34	1	2	440
11月	224	5	24	13	10	15	6	9	5	24	2	1	338
12月	244	5	36	22	5	18	6	22	1	11	0	7	377
1月	323	8	40	34	4	30	10	15	3	15	2	5	489
2月	401	6	49	30	7	33	9	25	27	22	6	1	616
3月	382	14	41	27	10	28	2	24	25	20	4	1	578
合計	3605	105	428	253	88	228	49	214	101	200	29	52	5352



### (3) 相談対象者障害種別



## 2、相談支援業務の内容について

### (1) 福祉サービスに関する相談・調整

- ・ 聞き取りおよびサービス利用についての情報提供
- ・ サービス利用計画作成
- ・ サービス等利用計画に関する説明
- ・ 利用者負担額の試算及び軽減に関する情報提供、軽減申請代行
- ・ 障害福祉サービスの代行申請
- ・ 障害支援区分認定調査代行申請
- ・ 障害支援区分認定調査
- ・ 調整会議の開催
- ・ サービス提供事業者との連絡、調整
- ・ サービス利用内容に関しての要望等の連絡、調整
- ・ サービス支給量変更に関しての調整、代行申請
- ・ サービス提供事業所への見学同行
- ・ 市内転出入に伴う申請援助
- ・ 上限管理についての情報提供
- ・ 学童の放課後支援についての情報提供
- ・ 長期休暇支援に伴うサマースクールの情報提供
- ・ 介護保険制度に関すること
- ・ 家族の介護力不足に伴う、緊急対応の調整・同行
- ・ 難病等の方への障害福祉サービスに関すること

など

### (2) 各種社会保障制度等【(1)以外】に関する相談、利用援助

- ・ 障害者手帳の申請、更新、再交付、等級変更等に関する相談、代行
- ・ 日常生活用具の購入についての情報提供、申請同行
- ・ 補装具の給付についての情報提供、連絡、調整、申請同行または代行
- ・ 心身障害者(児)医療制度に関すること
- ・ 高額医療制度に関しての相談、申請代行
- ・ 特定疾患医療に関すること
- ・ 緊急通報システムに関しての情報提供
- ・ 各種障害給付金に関すること
- ・ 障害者年金に関すること
- ・ 生駒市交通費助成に関すること
- ・ 生活保護に関すること

など

### (3) 社会資源活用(インフォーマル資源)における援助

- ・ 介護タクシー、子育てタクシー、福祉有償移送サービスに関する情報提供
- ・ 民間有償サービス(施設・病院内での支援、家事代行、配食サービス等)に関しての情報提供
- ・ 福祉機器に関しての、業者との連絡、利用援助
- ・ 障害特性に応じた医療機関の情報提供
- ・ まごころ収集に関すること
- ・ サロンの紹介、参加支援
- ・ 各種教室や行事への参加支援
- ・ 子育て支援に関すること
- ・ 障がい者割引サービスに関しての情報提供
- ・ ボランティア資源の開拓

など

### (4) 権利擁護のための支援

- ・ 成年後見制度の情報提供、申請援助
- ・ 地域権利擁護事業に関する情報提供、連絡、調整
- ・ 人権啓発活動

など

### (5) 専門機関との連絡、調整

- ・ 医療機関との連絡、調整、診察への同行
- ・ 訪問看護ステーションとの連絡、調整
- ・ 障害福祉機関との連絡、調整
- ・ 他の相談支援事業所との連絡、調整
- ・ 介護保険ケアマネージャーとの連絡、調整
- ・ 地域包括支援センターとの連絡、調整
- ・ 就労・生活支援センターとの連絡
- ・ 特別支援学校進路担当者との連絡、情報交換
- ・ 郡山保健所との連絡、調整
- ・ 介護保険課・健康課・環境事業課・保護課との連絡

など

### (6) 障がい者・児の自立、社会参加に向けた相談・支援

- ・ 就学・進学に関する情報提供、相談
- ・ 養護学校卒業後の進路に関する事
- ・ 長期入院者の退院へ向けての情報提供、サービス調整
- ・ 仕事に関する相談、情報提供、同行
- ・ 休職・復職に関する事
- ・ 親の加齢に伴う、将来の生活の場についての相談
- ・ 家族や友人関係に関する事
- ・ 障がい受容に関する支援
- ・ ひきこもり状態からの社会参加へ向けた相談

など

### (7) その他の相談支援

- ・ 生駒市自立支援協議会に関する事
- ・ 障がい者家族の介護負担軽減の方策についての相談支援、傾聴
- ・ 引きこもり家族への対応の仕方についての相談支援、傾聴
- ・ 介護保険制度適応への移行についての相談、情報提供

など

### 3、相談支援業務の傾向について

- ・ 亡くなられたり、介護保険へ移行する相談者もいるが、新規の相談者も増えており相談対象者は年々増加している。
- ・ 外出するのが困難な方が多く、来所より訪問のケースが多いが、就労しているケースや保護者からの相談が増え、他の家族への配慮から自宅で相談できないケースもあり、来所のケースが増えている。
- ・ 相談対象者の障害種別では肢体不自由のケースが半数以上を占めているが、知的障がいや精神障がいが増えている方からのケースや内部障害者等、障害種別が多様化している。
- ・ 障害支援区分に変わったことにより、体調に波がある人は区分が上がる傾向である。
- ・ 特定疾患の方も障害福祉サービスの対象になったが、大半の方が身体障害者手帳を所持されている。
- ・ 医療ケアの必要性が高い人が多く、医療機関、特に訪問看護ステーションとの連携は不可欠である。
- ・ 本人や家族の体調不良により、緊急的なサービスの見直しが必要なケースが月に数件あり、頻繁に変更が必要なケースも多い。
- ・ 家族や本人の高齢化が進んでおり、親亡き後の本人の生活の確保等の相談が増えてきているが、将来をイメージした生活設計ができていないケースも多い。
- ・ 進行性の病気の方も多く、看取り等も含めた、将来について考えなければいけないことがある。
- ・ 介護保険を利用されている方や介護保険への移行、生活保護支給により介護保険からの移行になるケースが多く、介護保険関係者との連絡調整が多い。
- ・ すでに日中活動を利用されており生活が安定している方が多く、事業所などへの見学同行は少なかった。
- ・ 就労に関する事業所の増加にともない、就労に関する相談が増えている。
- ・ 退院後や生活が安定してからもリハビリの継続を希望される方が多い。
- ・ 介護者や家族が要支援のケースも多く、家族に代わる支援や家族支援も求められている。
- ・ 本人や家族が福祉サービスに依存し、家族力やインフォーマル資源を活用しようとしないう傾向もある。
- ・ 介護保険利用者や軽度の方でも家からの外出困難なケースが多く、社会参加や余暇活動の相談が多い。
- ・ 身体状況の変化に伴う、日常生活用具や住宅環境の整備についての相談が多い。

### 4、会議、研修等の参加状況について

#### (1) 定期的な会議の参加状況

会議・研修名	内容	日時・場所
障害者地域自立支援協議会 担当者部会	行政・生駒市の相談支援事業所が集まり、相談支援事業に関することや困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域ネットワーク構築に向けた協議・企画を行う。	5月27日、7月29日、9月30日、 11月26日、1月27日、3月24日 コミュニティセンター
障害者地域自立支援協議会 専門部会 (こども支援部会)	行政・生駒市の相談支援事業所・日中活動系の事業所が集まり、障がい児支援の先進地を視察。相談機関や福祉サービスについて知ってもらい、児童を取り巻く関係機関との連携強化を図る。また、リーフレットとサポートブック作成を行う。	5月1日、5月28日、7月29日、 9月19日、11月21日、 1月23日、3月13日 その他(啓発活動・研修企画) あずさ、コミュニティセンター
障害者地域自立支援協議会 専門部会 (就労支援部会)	行政・生駒市の相談支援事業所・日中活動系の事業所が集まり、生駒市の就労に関する現状把握を行い、障がい者の就労モデルの発信としてのイベントや職場体験の場の開拓を行う。	7月31日、9月4日、10月23日、 12月25日、2月26日 2月27日、2月28日(イベント) コミュニティセンター
障害者地域自立支援協議会 専門部会 (権利擁護部会)	行政・生駒市の相談支援事業所が集まり、権利擁護制度の理解を中心とした活動と地域に向けた啓発活動のための具体的取り組みについての検討し、民生委員への働きかけ、市民向けのイベント、研修会の開催を行う。	
西和圏域 相談支援事業 担当者連絡会	西和圏域の相談支援事業所が集まり、奈良県や西和圏域内の現状を共有するとともに、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、西和圏域内でのネットワーク構築に向けた協議を行う。	4月18日、7月29日、9月30日 11月25日、1月27日、3月24日 郡山3支援センター

\* その他、各関係機関とのケース会議に随時参加している。

#### (2) 研修会等の参加状況

会議・研修名	内容	日時・場所
なら人権相談ネットワーク 相談員研修	相談者の目線に立った相談技術を学ぶ。 ①「見た目」症状への偏見、②生きづらさからの問題行動、③在日外国人、④子どもを取り巻く人権	7月15日、9月1日 奈良県人材センター
まほろば「あいサポート運動」 メッセンジャー養成研修	「あいサポート運動」のメッセンジャーになるために、 あいサポート運動の内容や目的、研修の進め方を学ぶ。	7月30日 奈良県社会福祉総合センター
ファシリテーター養成のための 研修	ファシリテーション能力の向上に向けて、スーパービ ジョン手法を学ぶ。	8月1日 奈良県郡山総合庁舎
奈良県相談支援従事者初任者 研修	ファシリテーターとして研修をサポート	8月7日、8月18日、 8月28日、8月29日 エルトピア中和、 奈良文化会館
奈良県相談支援従事者 研修	相談支援についての講義を受け、演習等を行い、相 談支援従事者としてのスキルを身につける。	8月19日、8月20日、9月8日、 奈良県産業会館、 奈良県社会福祉総合センター
福祉的後見推進事業 勉強会	成年後見制度に実際に関わっておられる弁護士や社 会福祉士の講演や事例検討を通し、成年後見の現状 を知り、福祉的後見について考える。また、専門職と のネットワークをつくる。	9月16日、3月23日 コミュニティセンター
ソーシャルワーク講座 (理論編)	個別支援の基本的視座への理解を深め、地域を基 盤とするソーシャルワーク実践の基本的理念や機能 について学び、ワーカーとしての専門性と実践力を向 上させる。	10月30日 奈良県社会福祉総合センター
奈良県障害者虐待防止・権利 擁護研修	障害者の権利条約に関して理解を深め、虐待防止の 観点から支援者の関わり方を再考する。また、設置 者や管理者が虐待防止のために果たす役割を学び、 虐待が起きた場合の対応方法について学ぶ。	11月4日、11月26日 奈良県社会福祉総合センター
障害者差別禁止条例 ミニ学習会	障害者差別解消法や障害者差別禁止条例について 学び、差別のないより良いサービスのための合理的 配慮について考える。	11月14日 大和郡山市中央公民館
サービス等利用計画に関する 専門研修 相談支援専門員コース	サービス等利用計画の「質」と「量」を確保するため、 制度や実務に関する知識の習得と共に、演習を通 じ、計画作成のポイントや評価の手法、関係機関の 連携等について学ぶ。	12月12日、12月16日 奈良県産業会館、 奈良県文化会館
地域療育ネットワーク会議	長期療養児の就学支援の現状と課題について学び、 長期療養児の就学支援体制整備に向けた各機関の 役割について考える。	1月8日 郡山保健所
サービス等利用計画作成 研修会	生駒市の支給決定プロセスとサービス等利用計画書 の作成について、スキルアップを図る。 指定特定相談支援事業所と委託相談支援事業所の 連携について考える。	1月27日 コミュニティセンター
思春期における発達障がい児 の関わり方について勉強する 会	多様な時期である思春期に自閉症スペクトラムの特 性を持つ方々などどのような関わり方を持つのが良い のかを学ぶ。	2月27日 コミュニティセンター
障害福祉サービス等の報酬改 正に係る事業所説明会	平成27年度4月の報酬改正について学ぶ。	3月27日 奈良県社会福祉総合センター

## 5、相談支援業務の課題について

### (1) 相談支援専門員のスキルアップ

- ・ 対象者の障害種別が多様化・重複化しており、家族力も低下している中で、相談員の知識や支援ネットワークの形成力、チームアプローチを展開する力等が必要である。
- ・ 相談に依存しすぎないように、対象者自らが問題に取り組み、解決する力を発揮できるような支援スキルが求められている。
- ・ サービス等利用計画に伴う業務量増加に伴い、委託相談支援事業所として、基本相談やサービスにつながる継続支援ケース等の相談支援業務の質を落とさないように努めなければいけない。
- ・ 虐待の状態への気づきや未然防止できる相談支援業務

### (2) 社会資源の構築、開発、充実

- ・ 緊急入所や介護負担軽減のための短期入所に対応できる受け入れ先
- ・ 車いすでも入浴できる場所や方法
- ・ 親なき後や家族機能が低下した時に地域で本人を支えられる資源
- ・ 重度心身障がい児者が常時医療ケアを受けながら過ごすことができる日中活動の場
- ・ 高次脳機能障がいの人にあった日中活動の場
- ・ ひきこもり聴覚障がい者の日中活動の場
- ・ 軽度の方が参加できる就労・日中活動の場
- ・ 通いやすい児童の放課後に過ごす場所や短期入所施設
- ・ 病院でのリハビリが終了した後の機能維持・向上のためのリハビリができる場所
- ・ 入院中や入所している人の余暇支援
- ・ 制度利用にそぐわない人の行き場所(サロン等)
- ・ 地域内で助け合える共生意識の啓発(災害に備えても必要)
- ・ 誰もが通いやすい地域のお店や病院

### (3) ネットワークの構築

障害福祉関係者  
介護保険関係者  
医療関係者  
教育関係者  
地域住民

相互に情報を共有し、顔の見える関係をつくる。

# 平成 26 年度 生活支援センターコスモールいこまの活動報告

## 1. 相談支援業務の概況

(分類は奈良県精神保健福祉センター作成の相談支援事業所精神保健福祉業務日報・月報・年報記載要領を参考)

### (1) 相談支援業務の件数

月	来所	電話	訪問	同行	ケア会議	文書	合計
4月	49	190	20	6	15	1	281
5月	51	175	31	4	6	0	267
6月	27	195	30	4	12	1	269
7月	44	243	49	3	3	0	342
8月	47	203	32	4	5	0	291
9月	41	201	33	4	15	0	294
10月	50	244	29	4	16	1	344
11月	42	215	25	5	16	5	308
12月	38	230	23	2	14	1	308
1月	34	255	34	7	16	0	346
2月	36	193	29	8	17	0	283
3月	40	238	41	5	13	2	339
合計	499	2582	376	56	148	11	3672

### (2) 疾病別 (実数合計 275)

※疾病が重複している場合は精神疾患に関するもののみ計上しています。

種別	延数
精神病圏の疾病	2979
アルコール依存症	6
薬物依存症	7
老人性精神疾患	0
思春期精神疾患	0
心の健康	61
その他精神疾患	70
その他	501
不明	48

#### <用語解説>

- ※1 精神病圏—統合失調症、非定型精神病、幻覚・妄想状態、気分（感情）障害、等
- ※2 老人性精神疾患—認知症、老人性うつ状態、等
- ※3 思春期性精神疾患—18歳未満の思春期の精神保健福祉（発達障害含む）に関すること  
学校生活、家庭での問題行動（不登校、乱暴、性等）
- ※4 心の健康—神経症性障害、ヒステリー、パニックディスオーダー、ストレスに関すること

※5 その他精神疾患－てんかん、精神発達遅滞、人格障害、摂食障害の一部、

(3) 年齢別（実数合計 275）※新規も含む

年齢	延数
～18	20
19～39	1349
40～64	2205
65～	67
年齢不詳	31

(4) 新規紹介経路（新規実数合計 96）

機関	実数
保健所	3
市町村	40
医療機関	23
その他	30

(5) 相談内容（延べ件数合計 3672 件）

内容	延数
適正医療支援	82
生活支援	1140
施設利用支援	936
環境調整	1512
その他支援	2

## 2. 相談支援業務の内容について

(1) 福祉サービスの利用に関する相談、調整

- ・ 障害者自立支援法における利用者負担額軽減、個別減免の情報提供、申請援助
  - ・ 障害者自立支援法の利用者負担額の試算に関する事
  - ・ 障害程度区分認定調査及びサービス利用計画作成
  - ・ 障害程度区分、障害福祉サービスの代行申請
  - ・ 障害福祉サービスのサービス内容に関する事
  - ・ 障害福祉サービスの支給量変更に関する事
  - ・ 障害福祉サービスの契約に関する事
  - ・ 市内転入、転出に伴う申請援助
  - ・ 利用者負担上限管理についての情報提供、申請援助
  - ・ 障害福祉サービス事業所の見学同行、ケース報告
  - ・ 介護保険の申請援助
  - ・ 介護保険サービスの内容に関する事
- など

(2) 各種社会保障制度等【(1) 以外】の利用援助

- ・ 療育手帳の申請、再交付に関する事
- ・ 精神保健福祉手帳の申請、再交付に関する事
- ・ 精神保健福祉手帳の等級変更に関する事
- ・ 精神保健福祉手帳で受けられるサービスについての情報提供
- ・ 障害基礎年金の申請援助
- ・ 障害基礎年金の不支給に伴う再申請に関する事
- ・ 障害基礎年金の現況届、住所変更手続きに関する事
- ・ 日常生活用具の修理、購入に関する事
- ・ 緊急通報装置の情報提供、連絡、調整
- ・ 世帯分離に伴う情報提供、各種申請援助
- ・ 住民票異動に伴う各種申請援助
- ・ 行政手続（印鑑証明、戸籍謄本、住民票など）の同行
- ・ 所得税、住民税、固定資産税の申請援助
- ・ 国民健康保険税に関する情報提供
- ・ 健康診断に関する情報提供
- ・ 生駒市交通費助成に関する事
- ・ 特定移動支援者福祉金に関する事
- ・ 年金定期便に関する事
- ・ 裁判員制度に関する事

など

(3) 社会資源（インフォーマル資源）活用における援助

- ・ 介護タクシーに関する事
- ・ 福祉有償運送サービスに関する事
- ・ 民間有償サービス（薬取りや家事代行等）に関する事
- ・ 障害特性に応じた医療機関の紹介、診療確認
- ・ まごころ収集に関する事

など

(4) 権利の擁護のために必要な援助

- ・ 成年後見人へのケース報告、連絡、調整
- ・ 成年後見人制度の情報提供
- ・ 携帯関連会社からの不正請求に関する事
- ・ 地域福祉権利擁護事業の情報提供

など

(5) 専門機関の紹介、調整

- ・ 医療機関への同行、ケース報告、薬の受け取り代行、診療情報提供書の受け取り
- ・ 障害者職業センターへの連絡、調整
- ・ 就業・生活支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 相談支援事業所へのケース報告、連絡、調整
- ・ 公共職業安定所への同行、ケース報告、連絡
- ・ しごと i センターの紹介

- ・ 障害福祉サービス事業所へのケース報告、連絡、調整
  - ・ 弁護士事務所へのケース報告、連絡、調整
  - ・ こども家庭相談センターへのケース報告、連絡、調整
  - ・ 家庭児童相談室へのケース報告、連絡、調整
  - ・ 社会保険事務所への連絡、調整、同行
  - ・ 訪問看護ステーションへのケース報告、連絡、調整
  - ・ 発達障害者支援センターへのケース報告、連絡、調整
  - ・ 消費者センターの紹介、連絡、調整
  - ・ 地域包括支援センターの紹介、連絡、調整
  - ・ 郡山保健所の紹介、連絡、調整
  - ・ カウンセリング機関の紹介
  - ・ 法律無料相談の情報提供
  - ・ ボランティアビューローの情報提供
- など

(6) 障害者（児）の自立、社会参加に向けた支援

- ・ 日中の居場所に関する情報提供
  - ・ 長期在宅者への情報提供、サービス調整
  - ・ 難病の方への情報提供、サービス調整
  - ・ 長期入院者への退院へ向けての情報提供、サービス調整
  - ・ 就労先へのケース報告、連絡、調整、継続的な支援
  - ・ 障害者向けの研修会などの情報提供
  - ・ 就労生活における職場での悩みに関する事
  - ・ 家族や友人など人間関係に関する事
  - ・ 日常生活で行動の決定に迷う場合の状況整理に関する事
- など

(7) その他の相談支援

- ・ 子供の養育に関する事
- ・ 親の介護に関する事
- ・ 薬に関する事
- ・ 病気に関する事
- ・ 精神保健福祉ジャーナル「マインドなら」への記事提供
- ・ ひだまり家族会に関する情報提供
- ・ 各種パンフレット作成のための情報提供

### 3. 会議、研修等の参加状況について

(1) 定期的な会議の参加状況

会議名	内容	日時
生駒市障がい者地域自立支援協議会 ・ 担当者会 ・ 権利擁護部会	行政・生駒市内の事業所等が集まり、生駒市における障害者に関する課題等を協議、地域ネットワーク構築等を行う。	2ヶ月に1回

・就労支援部会		
西和圏域相談支援事業担当者連絡会（ほっとステーション）	西和圏域の相談支援事業者が集まり、奈良県や西和圏域内の現状を共有し、事例検討等を行い、西和圏域内でのネットワークを構築している。	2ヶ月に1回
社会福祉法人萌相談支援事業所会議	同じ法人内の相談支援事業所が集まり、情報交換や課題について協議を行い、よりよい支援の在り方について検討する。	2ヶ月に1回

## （2）研修会等の参加状況

### ・発達障害に関する研修

郡山保健所主催「精神保健福祉関係者研修会」、奈良県発達障害支援センターでいあー主催「発達障害者支援機関連絡会」に参加し、発達障害について学び、関係者と課題共有する機会を持った。

### ・権利擁護に関する研修

生駒市社会福祉協議会主催「福祉後見推進事業に関する連絡会」や「権利擁護支援セミナー」へ参加し、権利擁護の視点を学び、他職種（弁護士や司法書士など）や地域包括支援センターなどの関係機関と、情報交換する機会をもった。

### ・その他研修

サービス等利用計画に関する研修、自殺対策に関する研修、自主グループ研修などに参加し、積極的に研鑽を行うよう努めた。

## 4. その他の活動について

### （1）計画相談支援

実数 140 人、計画作成 146 件、継続 140 件実施。

H26 年度は計画相談担当の職員を増員した。

計画の作成については、ほとんどの人が年に数回しか合わない。その中で緊張せず安心して話ができる環境を作ることを心がけ、利用者の思いにできるだけ寄り添うことを心がけた。また、利用者の思いと障害福祉サービス事業所の支援の方向性や思いを確認するために年1回は必ずケア会議を実施した。

支給決定期間についてはデータベース化した。整理をすることにより、知らない間に切れていた、介護保険の移行時期を見過ごしていたなどの遅れやミスがなく、スムーズに継続してサービス利用につながることができた。

### （2）障害程度区分認定調査（54 件実施）

H26 年度から「障害支援区分」へ移行した。障害から出てくる生活のしづらさが適切に反映されるよう、聞き取りと特記事項の記入の仕方に留意した。また、「障害支援区分」における調査の質を高めるため、奈良県による障害支援区分認定調査員研修に参加した。

## 5. 相談支援業務の現状と課題について

26年度は、「関係機関との連携強化」を意識して、行政機関、医療機関、福祉サービス事業所等との連携を密に行った。入院や退院に関するケア会議へは積極的に参加し、行政や他障害の支援センター、包括支援センターなどとケースの共有をしながら個別支援に取り組んだ。そうすることで、他機関と「顔の見える関係」ができ、病院や保健所・訪問看護ステーションなどからの問い合わせが増え、新規相談件数が増加した。

医療中断となった人へは、行政や関係機関とケースの共有を図り支援を行った。

家族は支援者と捉えるのではなく、当事者として相談支援が必要であるという視点で支援に取り組んだ。ひだまり家族会例会に参加し情報提供や、家族が高齢になり当事者への支援が難しくなったケース、自宅にひきこもっている、親の介護と当事者の世話で疲れているなど、家族からの相談を受けた。情報や病気に関する知識不足のため、家族が孤立していることを痛感し、家族支援の必要性を行政と共有できるよう発信し続けた。

26年度から計画相談専門スタッフを配置し、より丁寧かつきめ細やかな個別支援ができるようになった。また、委託事業所として動く場面と計画相談としての役割を整理する課題も見えてきた。

地域移行・定着は、対象者がなかったため、実施することができなかった。生駒市に「コスモールいこま」という相談支援事業所があることを知ってもらい、対象者が出てきたときに、スムーズに取り組めるよう、保健所や病院関係者、その他の関係機関と顔の見える関係作りに力を注いだ。

27年度は、引き続き利用者の気持ちに寄りそうきめ細やかな個別支援を意識しながら、以下の3点を重点的に取り組む。

### ・地域移行・地域定着支援

行政、医療機関との関係づくりを続けながら、協働して地域移行支援で年間最低1人は退院へつなげる。

### ・家族支援

行政機関等と一緒に家族へ向けて精神保健福祉に関する情報発信できる機会を作る。家族教室の実現へ向けて検討をすすめ、H27年度中に開催する。

### ・計画相談支援

事業所内で分業している委託相談支援と計画相談支援、それぞれの役割を整理し、あり方を模索する。地域の相談支援事業をよりよくするために、行政機関や地域の相談支援事業所と課題を共有し検討する。

## 6. 精神障害者の支援における特性

○利用者との話し合いで進めていくことがほとんど。(認知が正しく行われないこともあるため、話し合いには細心の注意を払う必要がある)

○どんな風に生きていきたいか、長期目標のない利用者が多く、そこから始めていかねばならない。(隠されたニーズを丁寧に掘り起こす支援が必要)

○「大丈夫ですよ」の一言を、毎日聞くことで安心して日常生活が送れる。細かな、小さな継続的な支えが必要。

○利用者は日々成長し、変化していく。病状にも波があり、障害が固定していないため、その時々々の能力を細かくアセスメントする必要がある。

○問題解決をのぞんでいない、ケアマネジメントの手法を使えない利用者もいる。(課題に向

き合おうとしないため、課題の共有が行えない)

- 相談に依存しすぎることをないように、セルフマネジメントが行えるような支援に重点をおく必要がある。加えて、その姿勢を関係機関とも共有する必要がある。
- 社会生活を送る上での相談が多岐にわたり、手続きひとつにしても、窓口の案内だけではなく、細かく情報提供を求められるため（どんな書類が必要で、いつ手続きが完了するのかなど）相談員が詳しく把握しておくか、窓口へ同行する必要がある。

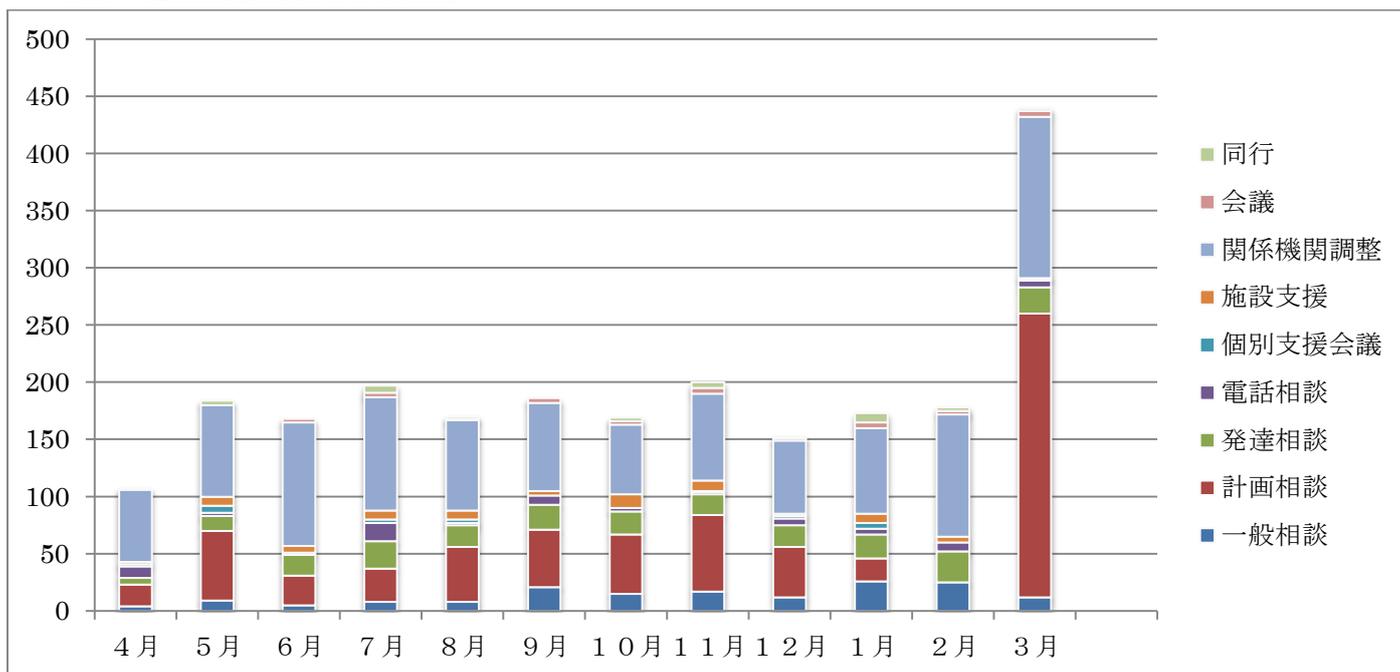
# 平成26年度 生活支援センターあすなろの概況報告（H26.4～H27.3）

## 1. 相談支援業務の概況

### （1）相談支援業務の件数

	一般 相談	計画相談 (モニタリング)	発達 相談	電話 相談	個別支援 会議等	施設 支援	関係機関 調整	会議	同行 支援	合計
4月	4	19	6	10	2	2	63	0	1	107
5月	9	61	13	3	6	8	80	0	4	184
6月	5	26	18	0	2	6	108	3	0	168
7月	8	29	24	16	3	8	99	4	6	197
8月	8	48	19	2	3	8	79	1	2	170
9月	21	50	22	8	0	4	77	4	0	186
10月	15	52	20	3	0	12	61	3	3	169
11月	17	67	18	2	1	9	76	5	5	200
12月	12	44	19	6	2	2	64	2	1	152
1月	26	20	21	5	5	8	75	5	8	173
2月	25	10	27	8	0	5	107	3	3	188
3月	12	248	23	6	1	1	141	5	2	439
計	162	674	230	69	25	73	1030	35	35	合計 2333

### （2）相談支援業務の件数推移

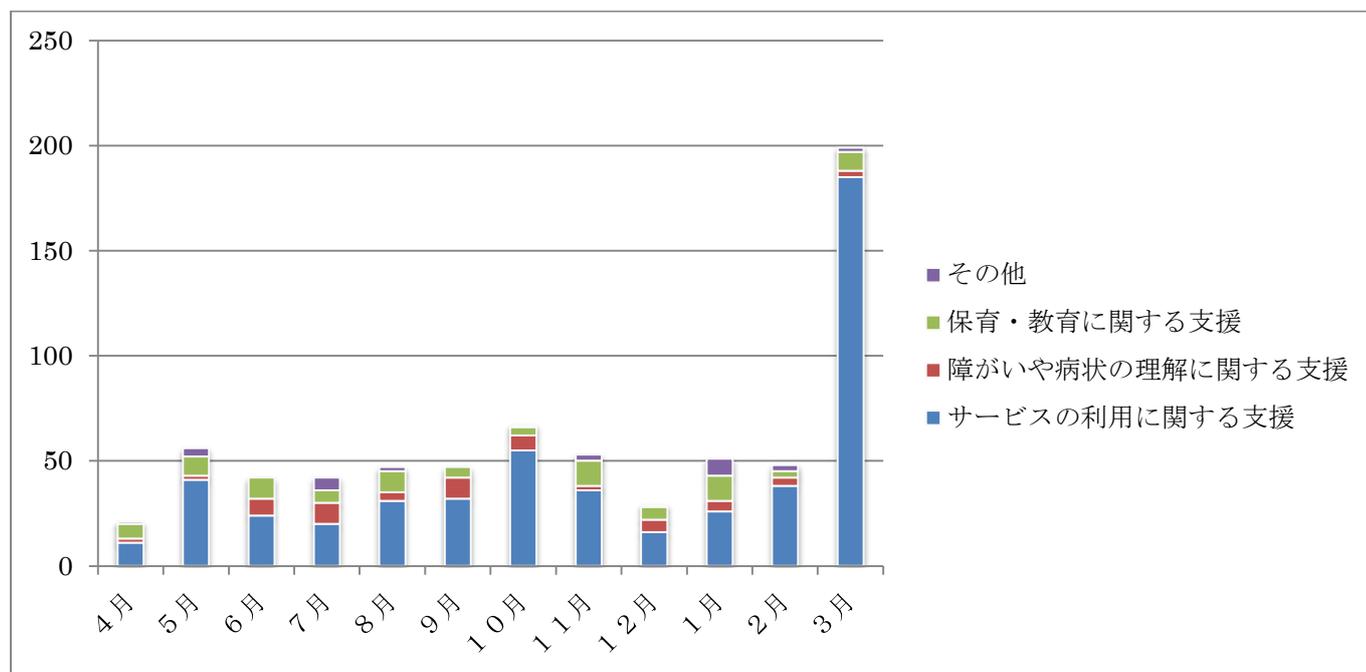


## 2. 相談支援業務の内容

- ☆ 主に相談者は、対象児の保護者となります。
- ☆ 幼児に関する相談までの経緯は、乳幼児健診や、通園する幼稚園や保育園で、発達の遅れや集団の適応等について指摘され、健康課や医療機関等から当センターでの相談を紹介されます。
- ☆ 小・中学生の相談も受けており、年々増加傾向にあります。

### (1) 相談支援の内容と件数・推移

	サービスの利用に関する支援	障がいや病状の理解に関する支援	保育・教育に関する支援	その他	計
4月	11	2	7	1	21
5月	41	2	9	4	56
6月	24	8	10	0	42
7月	20	10	6	6	42
8月	31	4	10	2	47
9月	32	10	5	0	47
10月	55	7	4	1	67
11月	36	2	12	3	53
12月	16	6	6	1	29
1月	26	5	12	8	51
2月	38	4	3	3	48
3月	185	3	9	2	199
計	515	63	93	31	702



(2) 通所および福祉サービスの利用に関する相談、調整

- 児童発達支援・放課後デイサービスの利用・内容に関する相談
- 障がい福祉サービス利用に関する相談
- 障害者総合支援法における、利用者負担額や個別減免の情報提供や申請援助
- 児童支援利用計画の作成およびモニタリングの実施
- 通所・障害福祉サービスの代行申請
- 障害福祉サービスのサービス内容に関すること
- サービスの支給量変更に関する調整、代行申請
- サービスの契約に関すること
- 学童期の放課後支援に関すること（放課後等デイサービスなど）
- 障害者手帳を所持していない方の福祉サービスの利用に関すること
- 障害福祉サービス・通所サービス事業所の見学同行、ケース報告
- 家族の養育力低下に伴う緊急のサービス調整
- サービス調整会議の実施

など

(3) 専門機関の紹介、調整

- 相談支援事業所や通所・障害福祉及び通所サービス事業所へのケース報告、連絡、調整
- 家庭児童相談室・こども家庭相談センターへのケース報告、連絡、調整
- 健康課・郡山保健所へのケース報告、連絡、調整
- 幼稚園、保育園、学校へのケース報告と連絡、調整
- 医療機関へのケース紹介、報告と連絡、調整
- 個別支援会議の実施

など

(4) 社会資源活用（インフォーマル資源）における援助

- 介護タクシー、子育てタクシー、福祉有償移送サービスに関する情報提供
- 子育て支援に関すること
- 障害特性に応じた医療機関や療育施設の情報提供

など

(5) 社会参加に向けた相談・支援（保育・教育に関する支援）

- 就園、小・中学校への就学の相談と情報提供
- 不登校の相談
- 学習についての相談

など

(6) 障がいや病状の理解に関する支援

- 障がい受容に葛藤や落ち込みの段階にある保護者の支援

### 3. 相談支援業務の傾向について

- ☆ 通所及び福祉サービスの社会資源を利用、活用に関する相談が主ですが、児童発達支援終了後も継続して放課後デイなどの通所支援の利用希望が増えており、小中学生の計画相談が増加傾向にあります。そのため、年度末や、健康課での母子保健事業の親子教室がワンクール終了する時期などが、申請や見学などの相談が集中します。
- ☆ 児童発達支援事業の利用の場合、発達し常に変化していく状況がある幼児ですから、障害者手帳の有無や、診断の有無は問わずに早期に発達支援をするという位置づけで、グレーゾーンの子どもにも対応できるようになっています。そのため、保護者の不安も大きく、発達を踏まえての助言も含め慎重、丁寧な相談が求められます。
- ☆ 相談対象になる幼児は、未診断でもことばの遅れや多動傾向、発達障害と加えて知的な遅れを伴うケースが多くを占めます。
- ☆ サービスを利用している児の兄弟の相談や虐待、保護者の精神疾患を伴うケースも多く複雑化し、家庭児童相談室との連携をとるケースが多くあります。
- ☆ 市内での放課後デイサービス事業所は増えていますが、居宅のサービスを含め既に定員が満員の状態で奈良市や大和郡山市の事業所を利用する児童は変わらず多くあります。
- ☆ 思春期に入ってくる児童の行動障害や、本人自身が障害理解の段階にある児へのフォローの機関や体制が不十分に感じられます。

### 4. 発達相談について

- ☆ 発達相談員による発達相談を随時行っています。（予約制）  
新版K式発達検査や WISK一Ⅲ を利用し、発達状況や保護者との相談を行います。また、結果をお渡ししサービス事業所や幼稚園、保育園で共有していただくツールになっています。
- ☆ 希望やケースにより、発達相談員との療育相談も実施しています。

### 5. 会議・研修等の参加状況について

- ☆ 障害者自立支援協議会担当者会・こども支援部会・権利擁護部会
- ☆ 生駒市要保護対策地域協議会
- ☆ 生駒市障害者自立支援法のサービス支給決定のための審査会
- ☆ 健康課・児童発達支援事業所との連絡会
- ☆ 地域療育ネットワーク会議
- ☆ 相談支援従事者現任・初任者研修
- ☆ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）研修
- ☆ 障害児・者相談支援全国連絡協議会 研修（年2回）
- ☆ 全国児童発達支援協議会（CDS） 研修
- ☆ コモンセンスペアレンツトレーナー養成講座

## 6. その他の活動

### (1) オープンスペース

☆ 障がいを持っている子どもや発達が気になる子どもの遊び場や保護者同士の交流の場として、親子で自由に遊べる場を提供しています。今年度より対象を3歳児以下のお子さんとさせていただきました。

○ 毎週水曜日 午後3時45分～午後5時30分まで

☆ 通園を利用希望される前段階での利用（なかよし教室、ひまわり教室の終了児等）が中心となり、目的に応じた対象となりましたが、一部4歳児の利用希望もあり継続して参加されていました。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
利用人数	36	26	27	46	29	46	387 名
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	36	36	22	15	34	34	

### (2) 施設支援

幼稚園や保育園、小学校、サービス事業所等で要請に応じて各園に出向き、気になる子どもへの処遇方法等について助言や指導を行っています。

必要性があっても諸事情から通園にはつながることができないケースにも対応し、支援を行っています。児童虐待の要保護対策連絡協議会に上がっているケースで家庭児童相談室との連携を図りながら支援するケースやあすなろを通園している児のきょうだいが、発達に心配があったり通園を勧奨されているなどのケースでの支援が増加しています。

### (3) さくらんぼひろば

今年度より、在宅での医療ケアの必要なお子さん、ご家族を対象とした教室を2回計画・実施しました。6月は3組の参加があり、障がい福祉課・健康課・郡山保健所・仔鹿園・生駒メディカル訪問看護ステーション・ボランティアの方からご協力も得ながら実施できました。11月の2回目は1組の希望がありましたが、体調不良や通院等での参加が増えず見送りとなりました。

### (4) トリプルPステップングストーンズ

市が主催（子育て支援総合センター）する、ペアレントトレーニングのファシリテーターとして依頼があり10月～12月までの6セッションと3回の電話セッションの実施をしました。

## 7. 今後の課題について

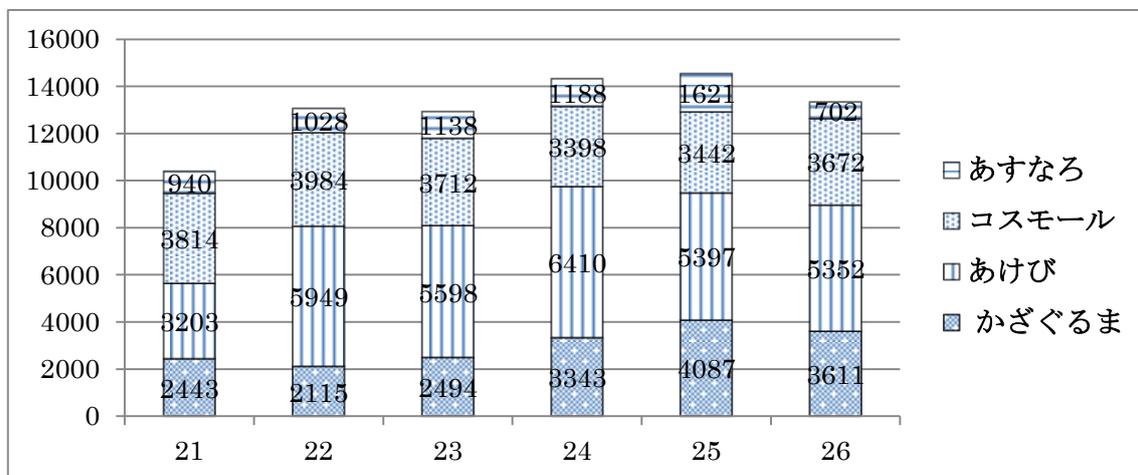
☆ オープンスペースの利用人数が今年度、対象年齢も限定したことから低下しており、実施時間や場所の検討が必要となっています。

☆ 計画相談の件数が非常に多く、相談員の人数を増やして対応は図っていますが、負担はもちろんのこと必要な支援を丁寧に行うことに難しさが出ています。しかし、事業所との連携は積みあがってきておりメリットも感じられます。

☆ ペアレントトレーニングのニーズがあり今年度、トレーナー養成講座などに参加し次年度の実施に向けての調整を行ないます。

## 平成26年度相談支援事業実績報告・概況報告まとめ

### 1、平成21年から26年までの支援センター別相談件数の推移



### 2、平成26年度 相談事業の概要と相談件数

(1) 福祉サービスの利用に関する支援	7078
(2) 障がいや病状の理解に関する支援	180
(3) 健康・医療に関する支援	621
(4) 不安の解消・情緒安定に関する支援	896
(5) 保育・教育に関する支援	195
(6) 家族関係・人間関係に関する支援	344
(7) 家計・経済に関する支援	166
(8) 生活技術に関する支援	415
(9) 就労に関する支援	241
(10) 社会参加・余暇活動に関する支援	880
(11) 権利擁護に関する支援	59
(12) その他	2,262
計	13,337

### 3、相談支援の傾向と課題

- ・ 障がい当事者や家族の高齢化により、疾病等に起因する新たな問題を抱えている要援護世帯が年々増加している。そのため問題が複雑化し、他の関係機関との連携・調整が必要なケースが多い。

- ・ また、精神障がいや発達障がい等、家庭内に複数の障がい者を抱えるケースも増え、養育能力の低さからくるネグレクト等の虐待や、日常生活において誤った学習を積み重ねた結果、迷惑行為や触法行為を引き起こしているケースがある。
- ・ 家族機能が低下してきている状況において、本人の地域生活の確保のための相談が増えている。グループホームは、市内は勿論、県内でも空きがない状況である。
- ・ 医療的ケアや医療の介入が必要な在宅障がい者が増加しており、相談場面においても医療機関との連携が不可欠になってきている。また、特に重度障がい者においては、病院から要請される入院時の家族の付き添いについての問題は家族の多大な介護負担となっている。
- ・ 強度行動障がい者に対する受け入れ事業所から支援体制についての相談が多いが、有効的な支援体制の構築が出来ておらず、各々の事業所が対応に苦慮している。
- ・ 医療・教育・福祉サービス事業所・包括支援センター・行政機関等の関係機関との積極的に連携をとることで、新規ケースの相談が増加傾向にある。